

令和 4 年度 事業計画書

1. 堺あすなる会
2. ピュアあすなる
3. 堺あすなる園
4. あすなる万崎の郷
(万崎の郷・もみの木)
5. アトリエ h a n a
(アトリエ hana・ゆめ工房・デザインズ クローバー・Link みいけ)
6. 障害児通所支援事業
(Link みいけ・Link にわしろ・Link ふかい)
7. グループホーム事業
8. フィットウェル
9. わかば
10. 陽だまり



社会福祉法人 堺あすなる会

堺あすなろ会 事業計画

【企画研修部】

1. 研修

- ① 新人職員研修を実施予定（令和3～4年度 新規入職者を中心に）
日 時：今年度は、途中入職者対象となるため、福本が事業所に出向く形で随時実施していく予定。
- ② 知的障害福祉研究誌 「さぽーと」 毎月各事業所に1冊配布
支援者の資質向上のため
- ③ 法人研修を実施予定 2022年11月23日（水・祝）
集団研修を予定しているが、コロナウィルス感染拡大状況によっては、各事業所ごとに行わざるを得ないので、並行して準備していく。
- ④ 海外研修希望者の募集
令和4年度の募集は行わない。
- ⑤ 昨年度導入した動画研修（高齢者対応を含む）を活用し、高齢利用者対応のスキルを上げていく。

2. 広報

- ① 「あすなろ新聞」 4月 6月 8月 10月 12月 1月3月 編集・発行予定
- ② ホームページ 法人ブログの適宜更新

3. デイキャンプ

秋までに、新型コロナウイルス感染症が終息するか不明なため、令和4年度は見送る。

4. 堺・ストックホルム障がい者作品交流展示会 企画・開催

新型コロナウイルス感染状況によっては、中止する。状況を見極めて、6月頃に開催の可否を決定する。開催する場合は、以下の内容で実施する。

- 日 時：令和5年2月頃
場 所：イオンモール堺鉄砲町 3階 イオンホール
内 容：ストックホルム、ドイツ、堺市のアート作品の展示販売および海外の雑貨、堺市のお菓子の販売。

開催しない場合は、国際交流として、堺市内で小規模な展示会を行うなど検討していく。

5. 採用活動

管理者の方々と協力して職員確保に努める。できるだけ採用経費を切り詰めることを目標に、採用活動を展開する。

- ① マイナビ等の有料webサイトは、令和4年度は使用しない。
- ② キャリタス、大学共同参画 NAVI などのサイトを通して、各大学に求人票を配信。
- ③ 障害児者施設部会と共同で、堺市内の大学内での求人イベントを展開する。
(新型コロナウイルスの感染状況を見て実施。)

6. メンタルヘルス

職員のメンタルヘルス向上に取り組む。

- ① 全職員対象のストレスチェックの実施。
- ③ 高ストレス者対象に、医師との面談希望の確認

- ② 管理者対象に、「集団分析の見方」を資料として配布。
理事長と管理者との面談を実施。

7. オール大阪の社会福祉法人による社会貢献事業

関係機関との連携を十分に行いながら、地域の援護を必要とする方への相談活動及び経済的援助を行う。

【車両管理部】

1. 事業内容

- (1) 法人車両の維持・管理
- (2) 安全・安心・快適な送迎サービスの実施
- (3) 車両購入に際し、各種団体への助成金・配分金・寄付金等の申請
- (4) 事故やトラブル回避に向けて、安全運転意識向上への啓発

2. 運営方針

- (1) 車両を運行するにあたり、利用者の安全を最優先する。
- (2) 法人車両の年間の経費や車両の状態を把握する。
- (3) 車両の買い替えや増車の適切な判断を下す。
- (4) 事業所への適正な車両配備や効率的な運行、経費節減への有効な手立てを講ずる。

3. 活動内容

- (1) 車両カルテへの記録と保存
各車両の車検・法定点検・故障・修理状況を記録する。
- (2) 送迎担当者会議
各事業所で送迎担当者を選任し、送迎全般の課題を話し合い、解決することで送迎サービスの充実を図る。
- (3) 事故・トラブル報告や事故処理
管理者会議や送迎担当者会議で事故・トラブルを報告し、職員会議等で全職に周知する。また、事故を起こした場合は事故報告書や車両破損報告書を作成し、事故原因を見つめ直すことで反省し今後の安全運転に繋げる。
- (4) 日々の送迎状況の把握
各事業所の送迎が、急な車両トラブルやシフトの関係で支障が出たときには、円滑に対応し調整する。
- (5) 安全運転講習の実施 <各事業所年1回>
各事業所で安全運転に関する講話や映像を観ることで、交通事故を起こさない運転を心がける意識を高める。
- (6) 運転者の酒気帯び有無の確認と記録の保存
令和4年4月1日より義務化
令和4年10月1日からはアルコール検知器の使用が義務化
- (7) 送迎時のコロナ感染予防
乗車時の手・指のアルコール消毒
乗車中の健康観察
車内の換気とウイルス除去剤の設置
マスク着用の声掛け（着用可能な方） 等

ピュアあすなろ 事業計画

事業内容及び利用者数

- (1)障害者支援施設（施設入所） 定員 50 名・現員 50 名
（生活介護） 定員 40 名・現員 48 名
- (2)短期入所 定員 17 名

支援の方針

- (1)障害者支援施設
- ・ 安心して生活できる環境を作る為、健康不安に対する取り組みや施設内環境の改善に努める。
 - ・ 施設内ルールは極力少なくすることを考え、一人ひとりに合わせた生活ができるようにする。
 - ・ ご家族の方や関係者との交流、また地域との交流が当たり前に行えるようにする。
- (2)短期入所
- ・ 利用者が快適で有意義な時間を過ごせるように配慮する。
 - ・ 利用者の必要度・緊急度に可能な限り応じて対応をする。

支援の内容

I. 施設入所支援

- ・ 支援計画に基づいた支援が実施できる環境を整える。
- ・ 必要に応じて他職種と連携し問題の解決に努める。
- ・ いつも清潔で快適に過ごせる環境を整える。

II. 生活介助

(1)日中活動

- ・ 可能な限り一人ひとりに適した活動を提供する。
- ・ 他機関と連携し活動内容を考える。
- ・ リズム体操を継続する。
- ・ クラブ（調理・創作・運動・散歩）など個別のニーズに応じた活動を提供する。

(2)生産活動

- ・ 軽作業（木管、鉢底ネット、検尿容器のキャップ付け）
リサイクル活動

(3)自主製品

- ・ 利用者個人に合う活動内容の実施と新たな内容を模索する。
- ・ 自主製品の作成と販売に繋げていく。

III. 全体行事

(1)恒例行事の開催を行う。

7月/七夕 8月/納涼祭 11月/堺市スポーツレクリエーション大会
12月/クリスマス会 1月/新年会 3月/ひな祭り

(2)余暇

- ・ 季節に合ったイベント（花火・豆まき・花見など）を企画する。

- ・ 休日が充実できるような余暇を企画する。
- ・ 休日を中心にカラオケ・ボーリング・映画鑑賞等の楽しめるイベントを企画する。

IV. その他

(1) 防災

- ・ 防災訓練は、年4回実施（1回は夜間想定）する。
- ・ 防災設備点検は、年2回行う。
- ・ 職員の防災意識や知識を高める為の活動や研修を実施する。
- ・ 非常食（備蓄）や備品の管理を行う。

(2) 自治会

- ・ 下記スケジュールにて活動を行う。
 - 5～6月/自治会役員を選定・自治会総会
 - 3月/慰労会
- ・ 自治会ミーティングでは、利用者の想いが伝えられる環境を作る。
- ・ アルバムの整理・写真の作成・販売をする。
- ・ 食堂清掃、園庭清掃、野菜の栽培など活動する。

(3) ピュアだより作成・ホームページ

- ・ ピュアだよりを作成し、発行する。
- ・ ブログを毎月更新していく。

(4) 研修

研修案内

- ・ 研修報告書の管理
- ・ 研修案内の情報を迅速に集め、正確に全体へ伝達する。
- ・ 研修案内、研修報告を整理する。

研修の参加促進

- ・ 新人研修や新人育成を行う。
- ・ 全職員に研修への参加を促し意識・知識の向上に努める。
- ・ 研修の目的と成果を職員に伝える。
- ・ 年に1回は全職員が何らかの研修に参加できる様に企画・調整する。
- ・ その時に必要な施設の課題に沿った研修や見学を企画する。
- ・ 常に広く良書の情報を集め必要な物は購入する。

(5) 生活支援部会

- ・ 支援部会に可能な限り参加し、施設内で活かせるように報告する。

(6) 実践交流会

- ・ 実践交流会で話し合った事を、施設内で活かせるように報告する。
- ・ 係以外の支援者も分科会に出来るだけ参加してもらおう。
- ・ 交流会で意見をもらいたい内容があれば、予め話し合っておく。

(7) サービス管理

- ・ 個別支援計画書・アセスメントシート・モニタリングシートの管理を行う。
- ・ 年間通して適時ケース会議を設ける。

(8) ヒヤリハット・業務標準化

- ・ 事故を未然に防ぐ取り組みを行う。
- ・ 業務標準化に取り組む。

V. 短期入所

- ・ 利用者の利用目的を考慮した支援を行う。
- ・ 利用者の利用目的に合った環境を構築するよう努める。

VI. 給食

(1) 食事管理

- ・ 医務、現場職員と連携し利用者個人に適した摂取カロリーや食事形態を決め食事を提供する。
- ・ 季節に由来した行事食、旬の食材を取り入れ利用者が毎日3食の食事から季節を感じ取れるように心がけて献立を作成する。
- ・ 献立内容は中華、洋食、和食の形態を取り入れバラエティー豊かなものとする。

(2) 年間事業計画

- 5月 栄養目標量算出 栄養管理報告書提出
- 7月 七夕バーベキュー
- 8月 納涼祭
- 11月 スポーツ大会（お弁当） 栄養管理報告書提出
- 12月 クリスマス会 堺市保健所監査
- 1月 おせち料理 新年会
- 2月 節分料理 嗜好調査 簡易専用水道点検
- 3月 ひなまつりイベント 事業報告書提出
事業計画提出 特定給食施設報告書提出

VII. 医務

(1) 健康管理

- ・ 疾病の早期発見ができるよう、現場職員と連携し情報収集を行う。
- ・ 治療が必要なときには早急に対応する。
- ・ 嘱託医と連携を行い、利用者の健康が維持できるよう努める。
- ・ 感染症の対応について研修し、衛生用品の備蓄を行う。

(2) 年間予定

- 4月 春の健康診断尿検査
- 5月 春の健康診断
- 6月 歯科医によるブラッシング指導
- 7月 耳鼻科定期健診
- 10月 秋の健康診断（検尿）・ストレスチェック
感染性胃腸炎についての研修
- 11月 インフルエンザワクチン接種・感染症の研修
- 12月 泌尿器科定期検診
- 2月 眼科定期検診

(3)その他

- ・ 歯科往診：ますもと歯科（火曜日と土曜日） 坂田歯科（水曜日と金曜日）
- ・ ドクター相談：芝元クリニック（月に1回） ひとねクリニック（第1土曜日）
- ・ 皮膚科定期受診：飯田クリニック（第3金曜日）
- ・ 定期処方：精神科・内科・皮膚科（月に1回）
- ・ 重度障がい者歯科診療所受診：不定期
- ・ 薬の管理

今後に向けて

令和3年度も新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受け、活動や行事が制限され予防に取り組んだ1年でありました。3波4波5波6波と波が来るたび、利用者の方々の帰宅や外出を制限したり、ショートステイの利用を控えていただきました。そんな中、感染が落ち着いた10月から12月にかけて、NHK歳末たすけあい助成金や堺あすなろ会後援会のご支援もいただき、中庭に特殊入浴槽の浴室と大型洗濯機を導入した洗濯室の設置工事を無事に終えることが出来ました。感謝の気持ちを忘れず、大切にに使わせていただきます。

令和4年度は、新型コロナ感染症が終息し、様々な活動や行事を存分に楽しめるようになればと願っています。そのためにもマスクの着用、手洗い、消毒、換気、加湿など基本的な予防を怠らず、情報を常に注視し対策を行い、利用者の方の健康で安全な生活を守っていききたいと思います。また、感染疑いの方が出た場合、法人内の事業所、行政、その他関係機関と連携を取り、適切な対応を行っていきます。

支援体制や職員育成など多くの課題がありますが、今後も職員全員が利用者一人ひとりを大切に寄り添った支援ができるよう、研鑽を積み他機関と連携し合ってより良い支援ができるように努めていきます。

利用者の方の疾病の予防や早期発見、体力や機能面の維持などに留意し健康に過ごせるよう、また充実した活動を行い豊かな生活が送れるよう、支援の環境も整えていききたいと思います。

堺あすなろ園 事業計画

事業内容及び利用者数	(1)生活介護	定員 38 名	現員 43 名
	(2)就労継続支援B型	定員 12 名	現員 12 名

運営・支援の方針

令和4年度は昨年度の班編成から小規模に変更する。利用者間の相性やそれぞれの特性、また作業内容への適性等に合わせての変更であり、利用者に対する配慮をさらに深めていく。

(1)生活介護

生活のリズムを整え、日中活動や生産活動を通して、健康でゆしみのある豊かな生活が送れるように支援する。

(2)就労継続支援B型

作業への取り組みや集団生活を通して、体力の維持向上を目指し、生きがいの持てる生活が送れるように支援する。楽しめる余暇活動を増やしていく。

年間行事	①春と秋の行楽行事②お食事会③あすなろフェスタ④ファインプラザにて月に1回の運動機会⑤歯科検診⑥健康診断⑦避難訓練
------	---

支援の内容

1. 生活介護

①日中活動

- ・音楽（音楽鑑賞 演奏 DVD 鑑賞 歌 カラオケ等）
- ・創作（カレンダー作り等） 絵（季節の飾り等）造形（レクリエーション用）
- ・運動（リズム体操 ストレッチ 散歩等）
- ・レクリエーション（ゲーム 季節の行事等）
- ・クッキング（簡単なおやつ作り）
- ・ドライブ

●様々な活動を提供し、楽しく有意義な時間が過ごせるよう支援する。

②生産活動

- ・受託作業（木管、部品のバネ付け、お箸の袋入れ、タオルたたみ等）
- ・リサイクル（空き缶つぶし、ペットボトルつぶし）

●生産活動を通して社会との関わりを持ち働く喜びを持てるように支援する。

③健康・日常生活能力の維持・向上のための支援

- ・服薬支援、薬の管理、口腔ケア、ヘルスチェック
- ・衣服の着脱・整容、摂食支援、排泄支援など
- ・コミュニケーション支援

●生活リズムを整え、健康で快適な生活が送れるように支援する。

2. 就労継続支援B型

①生産活動

- ・受託作業（部品のバネ付け、プラスチック製品のラベル付け、梱包・部品の組立て、検尿キット作り等）
- ・自主製品（ふきん 雑巾 縫製品等）
- ・施設内清掃（作業室、玄関、トイレ等）

●生産活動の場を提供し、自己実現 社会参加をしていけるよう支援する。

②健康・体力作り

- ・服薬支援、ヘルスチェック
- ・ウォーキング、体操、ストレッチ

●目的意識を持って取り組み、健康で潤いのある生活が送れるよう支援する。

③余暇活動

- ・レクリエーション 音楽 クッキング等

●様々な活動を提供し、楽しく有意義な時間が過ごせるよう支援する。

④生活相談

- ・福祉サービスの情報提供
- ・自立に向けての相談支援

●各機関と連携をとり、将来に向けて自己選択・自己決定していけるよう支援する。

係活動

- 1. 行事** 利用者のニーズや希望に沿った行事を企画し、楽しめる催しを実施する。新型コロナウイルスの感染状況を把握し、実施する際は感染予防を徹底する。
- 2. 自治会** 自治会は役員の自主性を尊重し、やりがいのある活動を実施する。他利用者にも喜んでもらえる有意義な活動を実施する。
- 3. 自主製品** ミシンでの縫製に取り組める利用者や職員を増やしていく必要がある。ふきんの品質を保ち、B級品を減らすようにする。
- 4. 安全防災** 避難訓練（地震・火災・水害など）を実施し、防災意識を高め安全に迅速に避難できるようにする。環境を整備し安全意識を高め事故を未然に防げるようにする。
- 5. 保健** 春・秋に健康診断・歯科検診を実施し、身体に関する知識や関心を持ち、より健康的に過ごせるように努める。感染症や救急蘇生法などの研修を実施または参加し、緊急時に的確な対応できるようにする。
- 6. 給食** ヘルシーでバランスの取れた食材を使用し、季節や行事に応じたメニュー、選択メニュー、バイキングなど工夫し、おいしい食事が提供できるように努める。
- 7. 研修** 施設内外研修を継続的に実施することにより職員としての専門性を高め、日々の支援の質を向上させることを方針とする。
- 8. 送迎** 安全に快適に送迎できるようにしていく。
- 9. 授産** 利用者の意欲や喜びにつながるように授産開拓し、適正に工賃支払いが行えよう努める。
- 10. 広報** ホームページのブログを更新する。あすなろ新聞を定期的に配布する。

あすなろ万崎の郷 事業計画

(あすなろ万崎の郷・もみの木)

事業内容及び利用者数 万崎の郷 生活介護 定員 12 名・現員 15 名
もみの木 生活介護 定員 12 名・現員 12 名

運営・支援の方針 生産活動や創作・レクリエーション活動、日常生活支援等を通して、充実した日常生活を送れるよう支援する。

年間行事 ①日帰り旅行②交流会③歯科検診④健康診断⑤避難訓練

支援の内容

1. 生産活動

- ・受託作業（木管、ネジ部品の箱詰め、タオル箱詰め 等）
- ・リサイクル作業（古紙回収 等）
- ・野菜作り
- 利用者一人ひとりに応じた作業を提供し、生産活動への支援を行う。
作業収益から必要経費を控除した額を工賃として支給する。

2. 日中活動

- ・創作・・・絵画、造形など
- ・運動・・・ウォーキング、リズム体操など
- ・レクリエーション・・・ゲーム、カラオケなど
- ・クッキング
- ・ドライブ
- 創作活動・レクリエーション活動を通し、生活にゆしみや喜びを持てるようにする。

3. 健康・日常生活能力の維持・向上のための支援

- ・服薬支援、薬の管理、口腔ケア、ヘルスチェック
- ・衣服の着脱・整容、摂食支援、排泄支援など
- ・コミュニケーション支援
- ・個々に合った運動メニューで体力・運動機能の維持向上
- 生活リズムを整え、健康で快適な生活を送れるように支援する。

係活動

行事・自治会 利用者のニーズや希望に沿った行事を企画し、利用者が楽しめるように実施する。

授産 利用者の意欲や喜びにつながるように授産開拓し、適正に工賃支払いが行えるように努める。

保健・防災	春・秋に健康診断・歯科検診を実施し、身体に関する知識や関心を持ち、より健康的に過ごせるように努める。感染症や救急蘇生法などの研修を行い、緊急時、速やかに対応できるようにする。避難訓練を年3回（火災、地震、非常災害）実施し、防災意識を高め安全に迅速に避難できるようにする。環境を整備し安全意識を高め事故を未然に防げるようにする。
研修	法人研修、施設内研修、ケース報告、施設外の研修（実践交流会など）に参加し職員で共有し日々の実践に生かし利用者のより良い支援につなげていけるようにする。
送迎	天候や交通事情に左右されることが多いが、感染対策にも配慮し、安全に快適に送迎できるようにしていく。

アトリエhanaグループ 事業計画

(アトリエhana・ゆめ工房・デイハウス クローバー・Link みいけ)

事業内容及び利用者数

(1)アトリエhana	就労移行支援	定員 7名・現員 1名
	生活介護	定員 10名・現員 9名
(2)ゆめ工房	就労継続支援B型	定員 12名・現員 12名
(3)デイハウス クローバー	生活介護	定員 10名・現員 7名
(4)Linkみいけ	就労継続支援B型	定員 10名・現員 9名

年間行事 ①日帰り旅行②交流会③健康診断④避難訓練

運営・支援の方針

【アトリエhana】

① 就労移行支援

新規利用者を確保と、作業・企業実習を通し一般就労へと繋げていく。

また、一般就労への移行とともに、「働き続ける」ことを最大の目標とした訓練を取り入れていく。

② 生活介護

授産活動・日中活動等を通して、QOLの向上を目的とした支援を取り入れていく。

【ゆめ工房】【Linkみいけ】

就労継続支援B型

本人の希望に寄り添い、年齢・体力等個々に応じたプログラムを提供し支援していく。

集団での活動を通じて、より円滑な人間関係が構築できるよう支援していく。

【デイハウス クローバー】

生活介護

高齢の方々、重度の障がいを持たれた方々が互いに刺激し合い、ゆったりと楽しんで過ごして頂ける場を提供できるよう、支援していく。

支援の内容

【アトリエhana】

1. 就労移行支援

●求職活動、企業実習を通して一般就労へと繋げていく。

●授産活動を通して就労に必要な体力づくりを行うとともに、利用者の工賃の確保に努める（フリーペーパー及びあすなろ新聞等のポスティングの継続、軽作業を通して生活能力の向上）

●清掃活動等を通して就労への準備性を高めることで、社会的マナーの習得に繋がるよう支援していく。

2. 生活介護

利用者が徐々に高齢化しており、障がいの重度化や認知能力の低下もみられるよ

うになった。現在中心的に取り組んでいるトールペイントの継続と共に、ストレッチ及び体操・ダンスへの取り組み、あすなる新聞等のポスティングを通じ体力増強・運動能力の維持となるよう支援していく。また、荒山公園のすぐ近くというロケーションを生かし、季節折々の自然に親しめるよう、ウォーキングも積極的に取り入れていく。

コミュニケーションスキルの向上を目的として、レクリエーション活動等の提供の仕方を工夫すると共に制作活動等への取り組みを進めたい。

【ゆめ工房】

就労継続支援B型

①作業・生活訓練

- ・自主製品（製菓）
- ・下請け作業（検査キット組立て・封入れ等）
- 授産活動を通して安定した工賃を確保していく。
- 菓子製造・販売を通じて、社会参加の場を提供し、コミュニケーション力を高めていく。
- ・施設内清掃、日直（配膳・挨拶・洗濯・給茶等）
- 様々な取り組みを通じて、自立した生活を送れるよう支援する。

②健康・余暇

- ・ヘルスチェック（月1回）、マシンを使った運動・エアロビクス（月1回）
- ・調理実習・季節に応じた製作・レクリエーション（主に土曜日）
- 個々の体力を十分に配慮し、健康でかつ充実した生活が継続できるよう支援する。

【デイハウス クローバー】

生活介護

①生活訓練

- リハビリ・意欲の維持を目的とし、運動・製作・音楽等の機会を提供し支援する。
- 日直・配膳等、可能な範囲で利用者中心での取り組みを行っていく。
- 様々な経験の機会（調理体験を通じ「献立」「買い物」「調理」を実施）を提供し、支援を行っていく。

②健康・余暇

- 看護師によるバイタルチェック・体操の実施（毎日）・Dr（1/月）を通じての視診や健康指導を実施する。
- 利用者の些細な変化を見逃さぬよう、家族等との情報共有・連携に努め、健康状態を常に把握し支援する。
- 事業所にながら季節感を味わって頂けるよう、壁面装飾や季節行事（お花見・クリスマス会等）を月ごとに企画し、利用者と共に製作し取り組んでいく。
- 恵まれた環境を最大限に利用し体力維持の為の散歩や外気浴を積極的に実施する。

【Linkみいけ】

就労継続支援B型

① 作業・生活訓練

- ・下請作業（手拭い折り・封入、検査キットの組み立て）等
- ・お墓参り代行サービス（墓地清掃）
- ・自主製品（冬期やきいも等）
- 授産活動を通して安定した工賃を確保するとともに、店舗にて自主製品を製造販売することにより、より地域に密着した事業所を目指していく。
- 集団での活動を通して、互いに理解・尊重し合える関係を築いていく。
- ・事業所内清掃・地域清掃
- 将来の自立に備えるとともに、地域清掃を継続し地域の方々との関わりを持つ。

②健康・余暇

- ・ヘルスチェック（月1回）
- ・調理実習・季節に応じた制作・レクリエーション（主に土曜日）
- 作業とのメリハリを明確にし、皆で楽しめる機会を充実させていく。
健康でかつ充実した生活が継続できるよう支援する。

今後に向けて（通所事業所）

- ・利用者一人ひとりのニーズに沿って、より良い支援が行えるよう個別支援計画を立案し課題を常に目標において支援する。
- ・研修の機会を設け、学んだことを職員全体で情報共有し研鑽を積み支援に生かしていく。
- ・成人病や感染症の予防に努め、体力や機能面の維持向上をめざし健康に過ごせるようにする。
- ・利用者の高齢化及び家庭環境の変化に伴い、家族や関係機関と更に連携を図り、利用者の想いや状況に対応していけるよう支援する。高齢の利用者が、より安全に充実した活動や支援が行えるよう体制や活動内容を検討し進めていく。
- ・利用者の確保について、関係機関との情報共有を進め、新規利用者の確保や利用者に応じた場への移動を行っていく。
- ・施設祭りや地域清掃等、地域における公益的な取り組みを行い、地域の方とのふれ合いを深めていく。
- ・地震、風水害等様々な災害に備え、ご家族・各事業所・各関係機関などとの情報共有や円滑な連絡体制を構築し、協力連携し合えるようにする。非常時に備え、食料や備品を整備する。避難や救急蘇生法など訓練を行い、安全に迅速に対応していけるようにしていきたい。
- ・この2年間新型コロナウイルス流行の影響を受け、計画していた行事や健康診断などの多くが縮小された。現時点では終息の予想は難しいが、流行が続いていても安全、安心に生活できるように、衛生管理を徹底し、予防に努める。
万が一、感染が発生した場合は、法人内全事業所、行政、その他関係機関と連携を取り適切に対応する。

障害児通所支援 事業計画

(Link みいけ・Link にわしろ・Link ふかい)

【Linkみいけ】

事業及び利用者数

○放課後等デイサービス 定員 10名 登録者数 23名

☆利用者登録者数 (令和4年4月予定)

小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3	高1	高2	高3	合計
1	2	0	0	1	1	5	2	0	5	3	3	23

運営・支援の方針

- 《対象者》 放課後等デイサービスの支給決定を受けている方
(小学1年生～高校3年生)
- 《サービス提供時間》 平日 下校時間から午後6時まで
土曜日及び長期休暇 午前10時から午後3時まで
- 《療育方針》 ひとりひとりの発達(個性)を大切に、日々の遊び・生活の体験から、多くの学びを子どもたち自身が感じられる場を提供する。

支援の内容

1. 活動内容

- (1) 課題 「名前を書く」「10までの数を数える」なども含め、将来必要となるスキルを習得する。独自の教材・教具を使って個々の発達、学年に合わせた目標に沿った内容の課題を設定する。
感染対策として色々な児童が触る教材は消毒を行う。
- (2) 運動 身体を動かす機会を多く設定し、個々の体力向上や維持また健康への意識を持てることを目的とする。気分転換や季節の散策を目的とする「散歩」。体力作りを目的とする「ウォーキング」や「ジョギング」は個々に合わせてコースを設定し達成感や意欲の向上に繋げる。
感染対策として必要に応じてマスクの着脱をする。
- (3) 創作 工程表を用いて作成するものや創作しやすいよう違いのある見本を提示し季節に応じて様々なものを制作し室内でも四季を感じられるようにする。
感染対策として個別にて作品を作り完成させる。また、みんなで使用する道具は その都度消毒する。
- (4) 陶芸 月4回、月曜日1回、火曜日2回、金曜日1回を基本行う。
外部の講師による個別指導。1回あたり4～6人、1人あたり10分～15分(作品内容により異なる) 対象児童17名
- (5) 音楽療法 月2回、第1・4水曜日 各2グループに分かれセッションを行う。
外部講師による指導。 対象児童 10名

- (6) 余暇支援 施設外での活動。グループでの外出。全員で取り組む、季節を感じることが出来るなど必要に応じて活動を展開する。
定期開催（感染状況を確認し延期、中止する。）
・5月ハイキング・7月 釣り体験・10月 ハイキング
・11月 味覚狩り ・1月 初詣 ・3月 お別れお出かけ
- (7) 調理 季節の旬の食材や馴染みの食材などで継続していくメニュー、新たなメニューも作る。また日本の年中行事食の由来も含め、適宜提供する。感染対策として準備、調理は職員のみにて行い、食べる、下膳はこれまでと同様行い、食べる楽しさ、食べられた達成感を味わう。
- (8) 就労体験 夏季休暇中に、高校生を対象に行う。同事業所内の就労継続 B 型の活動に参加し作業体験を通して卒業後の生活へ繋げる。
感染対策として体験を行う前に手洗い・消毒・検温・マスクを行い、1時間以内にて終了する。

2. 送 迎

- ・各学校への送迎を行う。支援学校：泉北高等支援 上神谷支援
中学校： 美木多
小学校： 御池台 美木多 赤坂台
- ・帰宅時の送迎は、保護者の迎え、学校休業日は往復保護者の送迎にて利用する。
- ・必要に応じて、送迎対応する。(家族の体調不良、諸事情等)
- ・送迎必要な児童：9名（登録23名）

3. 防 災

- ・火災避難訓練 年2回（自主訓練・消防の立会い）
- ・防災避難訓練 年1回（自主訓練）

4. 保 健

- ・健康診断 年1回
- ・健康相談 年1回（地域産業保健センターに依頼）

5. 研 修

「さかい障がい児放課後連絡会」が主催する研修や Link3 事業所合同にて行う研修など、より多くの研修に常勤・非常勤共に積極的に参加するよう努める。

今後の方向性について

小学1年生が増え児童の年齢の幅が広がる。縦の繋がりを通して人間性を学び、コミュニケーション能力が育つよう努める。

一人一人の個性を大切に心も体も成長し卒業後に繋がる支援をする。

新規の見学者や利用されている保護者より、長期休暇の利用時間の延長や送迎希望の話があり、必要に応じて個別に対応をしている。保護者のニーズや考え、生活環境も少しずつ変化しており、利用時間の設定や送迎の見直しをしていく。

【Linkにわしろ】

事業及び利用者数

- (1) 児童発達支援 定員： 5名 登録者数： 4名
(2) 放課後等デイサービス 定員： 5名 登録者数： 25名

☆利用者登録数 (令和4年4月予定)

【児童発達支援】

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児(年少)	4歳児(年中)	5歳児(年長)	合計
0	0	0	0	3	1	4

【放課後等デイサービス】

小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3	高1	高2	高3	合計
3	4	4	4	3	7	0	0	0	0	0	0	25

(1) 児童発達支援

運営・支援の方針

- 《 対 象 者 》 未就学の児童で、児童発達支援の支給決定を受けている方
《サービス提供時間》 午前9時～午後1時
《療 育 方 針》 「安心して過ごせる場」を提供する。
個々の発達段階に合わせた適切な療育を提供する。児童が主体的に活動し、自発性や意欲を高め、自信を持って活動できるように支援する。
《 利 用 日 》 契約時に利用曜日を決める。

支援の内容

1. 活動内容

- (1) 創 作 季節や行事に合わせたものを製作する。
個々の発達段階に合わせて工程や材料を工夫し、同じ工程を繰り返すことで見通しを持って製作活動に参加できるよう設定する。
- (2) 運 動 体操の時間や散歩・公園等での外遊び、室内でのサーキット遊びを提供し、体力・運動能力の向上、基本動作を身につけることを目指す。
- (3) 課 題 個々の発達段階に応じて内容を設定する。
児童が興味を持てるように課題を設定し、楽しみながら取り組み、手指の運動機能の発達を促す。
- (4) 余暇支援 施設外活動(味覚狩りお別れ遠足等)を通して、季節を感じながら集団で行動できる力を育てると共に、放課後等デイサービスと合同での活動し、異年齢交流を図る。
- (5) そ の 他 個々の発達段階に合わせ、基本的な生活習慣を身につけることができるよう適切な支援を提供する(排泄 食事 着替え 整理整頓など)
絵カードや写真などの視覚支援ツールを使い、一人一人のコミュニケーション力が向上するよう支援する。
積極的にコミュニケーションをとり、保護者に寄り添い相談しやすい良い関係を築き、家族全体をサポートする。
新型コロナウイルス感染予防対策として、手洗い・消毒、換気などを徹底する。

2. 送 迎

往復ともに保護者の送迎にて利用する。

事情により必要な場合は、送迎を行う。(家庭状況、保護者の体調不良など)

(2) 放課後等デイサービス

運営・支援の方針

《 対 象 者 》 放課後等デイサービスの支給決定を受けている方
(主に小学生)

《サービス提供時間》 平 日 : 下校時間から午後 6 時まで
土曜日及び長期休暇: 午前 10 時から午後 3 時まで

《療 育 方 針》

ひとりひとりの発達(個性)を大切にし、日々の遊び・生活・体験からの学びを「子どもたち自身が感じられる場」を提供する。

《利 用 日 》 予約制。契約時に、利用予定曜日を決める。

支援内容

1. 活動内容

- (1) 創 作 季節や行事に合わせたものを製作する。
興味・関心を持って取り組むことができる、達成感を味わい創作への意欲が高まる内容を提供する。
様々な素材や道具を使う機会を増やしていく。
- (2) 運 動 室内での体操やダンス、公園等での外遊びを提供し、体力・運動能力の向上、基本動作を身につけるよう促していく。
小集団での運動遊びを通して、コミュニケーションスキルや社会性(ルールを守るなど)の向上を目指す。
- (3) 学 習 学校の宿題や個々に応じた課題を準備し、学習態勢作りに取り組む。「自分是可以る」という感覚を養い、一人で達成し自信を育てることができるよう課題を設定する。
- (4) ミュージックケア 月 2 回 認定音楽療法士による指導。
- (5) 書 道 月 2 回程度
- (6) 園 芸 季節の花、野菜や果物を育て、植物の成長を感じる。
収穫したものを食し、食べ物の大切さを学ぶ。
- (7) 誕生日会 主役になる場面を作り、成長する喜びを皆で感じる。
- (8) 余暇支援 施設外活動等を土曜日・長期休暇等に提供する。
公共施設等を利用するなど、社会でのマナーやルールを習得できるような体験を取り入れる。
- (9) クッキング おやつ作り・昼食作りを行い、食への関心を高める。
コロナ禍においても行えるように、感染対策を講じ、取り組み方・内容等検討していく。
- (10) その他 個々の発達段階に合わせた支援を行い、身辺自立を促す。
(排泄 食事 着替え 整理整頓 掃除など)

絵カードや写真などの視覚支援ツールを使い、一人一人のコミュニケーション力が向上するよう支援する。

積極的にコミュニケーションをとり、保護者に寄り添い相談しやすい良い関係を築き、家族全体をサポートする。

新型コロナウイルス感染予防対策として、手洗い・消毒、換気などを徹底する。

2. 送 迎

- ・各学校への送迎を行う。

支援学校：上神谷支援

小学校：庭代台 御池台 原山ひかり 美木多 城山台 新檜尾台
若松台 茶山台 三原台 宮山台

- ・帰宅時は保護者の迎え、学校休業日は往復とも保護者の送迎にて利用する。
- ・必要に応じて、送迎を行う。(保護者の体調不良、諸事情等)

(1) 児童発達支援 (2) 放課後等デイサービス 共通事項

1. 防 災

- ・避難訓練 年3回 (自主訓練、消防署の立会い、避難経路確認)

2. 保 健

- ・健康診断 年1回
- ・健康相談 年1回 (地域産業保健センターに依頼)

3. 研 修

大阪府が行っている「虐待防止・権利擁護研修」など障がい福祉サービス事業所向けの研修や堺市主催の指定障害児支援事業者研修に参加する。「さかい障がい児放課後連絡会」の勉強会や児童発達支援事業所交流会にも積極的に参加し、他事業所と交流を図り、情報交換を行う。

Link3 事業所合同の研修会を年数回行う。児童の支援について・各事業所の取り組み紹介・事例検討などテーマを決めて行う。

「あい・さかいサポーター」研修を受講し、従業員の資質向上に努める。

今後の方向性について

放課後等デイサービスでは、個々の発達を促す支援を行いながら、「子どもらしく過ごす放課後」を提供していく。

小学校低学年の利用児童が増え、個々の発達段階の幅が広がっている。個々の発達段階や特性に応じて、支援方法や取り組み方を検討、環境設定を行い、利用児童と一緒に活動できることを目指す。基本的な生活習慣を身につけるとともに、コミュニケーション力・自己表現力の向上への支援に重点をおいて活動内容を検討していきたい。発語が困難な児童に対してはコミュニケーションができる療育方法の導入を検討していく。

乳幼児期、学齢期における子育ての不安・障害の受容・将来への不安などの相談が多くなっている。保護者との信頼関係を築き、子どもを中心に保護者、相談事業所

などの関係機関とも連携を取りながら、児童だけでなく、幅広い視野をもって保護者支援もできるように努めたい。

コロナ禍において、検温、手洗い・消毒、換気などの感染対策を徹底し、学級閉鎖や学校休校時において、オンラインを利用しての在宅支援などを取り入れていけるよう検討していく。

【Linkふかい】

事業及び利用者数

○放課後等デイサービス 定員：10名 登録者数：21名

☆利用者登録数 (令和4年4月予定)

小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3	高1	高2	高3	合計
0	0	0	0	0	0	3	2	1	8	0	5	21

運営・支援の方針

《対象者》 放課後等デイサービスの支給決定を受けている方
(主に小学校高学年～高校3年生)

《サービス提供時間》 平日 午後2時から午後6時まで
土曜日及び長期休暇 午前10時から午後3時まで

《療育方針》

自立した日常生活を営むために必要な力をつけるプログラムや作業・訓練的な活動と創作活動に取り組む。学び・遊びの体験から日常生活能力を高める支援を行う。

支援の内容

1. 活動内容

(1) 創作活動

主に長期休暇期間に実施。「自主製品」を意識・想定した企画内容で取り組む。
全員での共同制作するアート作品は毎年、健康福祉プラザ主催の作品展に出展。

(2) 調理

主に長期休暇期間で年に数回程度を目安に取り組む。食材を使って調理を行うにあたり、感染予防の観点から環境・方法に十分な注意を払い、可能な範囲で実施。

(3) 施設外活動(外出)

主に長期休暇期間の活動として野外でのカレー作り等、様々な体験型イベントを設定。余暇として運動遊戯施設(体育館やポーリング場)や遊興施設(アミューズメント)の利用。その他に成人の福祉サービス事業所での作業場見学・体験等も実施していく。

(4) 療育内容 作業訓練

社会的スキルに関する訓練は「時間厳守・態度」、「身だしなみ・会話」、「職場ルール理解」、「健康管理」、「感情コントロール」、「挨拶・言葉使い」、「報連相」等。技術的スキルは「集中力」、「正確・巧緻性」、「効率・生産性」、「忍耐力・適応性」、「作業意欲と能力の向上」等に注目して訓練提供と記録を実施。

作業訓練は「梱包」、「仕分け」、「ネジの組立」、「封入」、「洗濯バサミ」、「タオル」、「計量」、「工具」を実施。個別指導による「接客訓練」、「面接訓練」、「清掃業務」。

作業訓練の記録は毎回データ化。それを基に、定期的なモニタリングとアセスメントを行う。PCはタイピングとGIGAスクール構想に順応したプログラミング訓練を実施。

2. 送 迎

府立・市立支援学校（上神谷支援・泉北高等支援）と地域（三原台・福泉南中学校）への送迎。土曜日や長期休暇に関しては自宅と事業所間の完全送迎。

3. 避難訓練

年3回（春・秋・冬）火災と地震を想定した自主避難訓練実施（避難経路も含む）。

4. 保 健

健康診断 年1回

健康相談 年1回（地域産業保健センターに依頼）

5. 研 修

大阪府の「障がい者虐待に関する研修」に参加。また放課後連絡会での「思春期の性教育に関する研修」や「不登校児に対する支援」に関する研修に参加する。

事業所独自に「事故・虐待防止」や「権利擁護」、また個別のケースカンファレンス・事例研究などを実施する。堺市障害児通所支援事業者育成事業を活用し、「発達障がい」や「福祉サービス・制度・法律」についての知識を深める。

6. その他

年に1回以上の事業所見学会の開催、保護者懇談会（オンラインも含む）等の実施。

今後の方向性について

令和3年度で卒業生が通う事業所への「作業能力アセスメント」提供は3度目となる。提供先の成人事業所（就労移行・自立訓練・就B・生活介護）は現在、9か所に及ぶ。「作業能力アセスメント」の記録に関しては新たなシステムを導入し、詳細なデータを構築できるようになった。これにより個人の能力に関する評価は、以前より「信憑性のある情報」として根拠を確保できた。

当方の療育モデルである「作業訓練特化型」と「就労準備型」のコンセプトに基づき内容を昨年よりリニューアルし、訓練メニューの幅を広げた。今後も独自に特化したサービスを継続し、内容と質のアップグレードを行う。そしてGIGAスクール構想やプログラミング学習等の時代の潮流や環境変化に対応できるようにアップデートしていく。

新型コロナウイルスの影響で未だに施設見学・説明会、懇談会の開催が困難な状況。IT機器を活用したリモートによる開催や、動画配信という選択肢も視野に入れて新規契約者の獲得に尽力する。

今後もコロナ禍が続く限りは感染予防に考慮し、保護者にとって不安を感じさせないような環境・体制で可能な範囲で最大限の支援・サービスを提供していく。また「卒業後（成人の福祉サービス事業・就労等）に向けて必要な力を育む」という事業所の理念を広く認知してもらい、利用満足度の高いデイサービスとして、「Link」のブランド確立を目指す。

【堺市委託事業】

- (1) 障害児等療育支援事業 登録者数：0名（令和4年4月）
- (2) 地域支援特別事業
- (3) 障害児通所支援事業者育成事業

(1) 障害児等療育支援事業（あい・すてーしょん）

《目的》 重症心身障害児、知的障害児、身体障害児、その他療育が必要と認められる障害児の地域における生活を支えるため、身近な地域で療育指導、相談等が受けられる支援体制の充実を図るとともに、他の療育機関等との重層的な連携を図り、もって当該障害児及びその家族の福祉の向上を図ること。

《対象者》 堺市内に住所を有し、かつ、児童福祉法に基づく障害児通所支援及び障害児入所支援並びに障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス等を利用していない重症心身障害児、知的障害児、身体障害児、その他療育が必要と認められる障害児及びその保護者並びに障害児通所支援事業所、学校、認定こども園等の関係機関。

《業務内容》

①訪問療育等指導

相談若しくは指導を希望する障害児の居宅等に定期的若しくは随時訪問し、障害児及びその保護者に対して各署の相談・指導を行う。

②外来療育等指導

障害児及びその保護者に対し、外来の方法により各種の相談・指導を行う。

③施設支援指導

障害児通所支援を実施する事業所及び特別支援保育を行う認定こども園等の職員に対し、障害児の療育に関する技術指導を行う。

(2) 地域支援特別事業

《目的》 障害児、支援が必要と認められる児童及びその家族の地域における生活を支えるため、身近な地域で相談等が受けられる支援体制を整備し、もって当該障害児及びその家族の福祉の向上を図ること。

《対象者》 堺市内に住所を有するものであって、かつ、障害児、支援が必要と認められる児童及びその家族並びに障害児通所支援事業所、学校、認定こども園等の関係機関。

《業務内容》 ・計20回以上実施する。

①保護者交流の場

②学習会

③親子の居場所

④あそび場

⑤「あい・ふあいる」活用セミナー 年3回以上

(3) 障害児通所支援事業者育成事業

《目的》 指定障害児通所支援事業者等（児童発達支援事業所・放課後等デイサービス事業所）を対象に、障害児の発達支援・訓練等に関する助言、指導及び研修等を実施することにより、事業所職員の支援技術の向上を図るとともに、指定基準並びに各ガイドラインに基づいた障害児通所支援の推進を図ること。

《対象者》 児童福祉法に基づき堺市が指定する事業所

《業務内容》

①機関支援（1事業所年3回）

市内指定事業者に対して、訪問等により、障害児支援技術及び通所支援計画に基づいた支援について助言・指導を行う。

②研修（年3回）

事業所の従業者を対象として、障害児支援に関する研修を実施する。

③実施機関連絡会議の開催

上記①及び②の事業を円滑かつ効果的に実施するため定期的に実施機関連絡会議を開催する。

共同生活援助(グループホーム) 事業計画

運営方針

- ・法人の理念である「障害者ありき」に基づき、人権の尊重と地域における普通の暮らし、自分らしい暮らしを保障する。
- ・地域に暮らす障害のある方に必要とされる社会資源となるよう利用者ニーズに基づいた入居者支援を行う。
- ・地域との交流・相互理解を深め、地域住民から支えられる存在になるよう努める。
- ・世話人、生活支援員とサービス管理責任者、管理者の意思疎通を深め、事業所としての確に判断する力やリスク管理の力を高める。
- ・安定した運営と利用者が安心できる支援を継続するため適宜人材を確保するとともに、個々の経験のみに偏らない知識・経験が積めるよう人材の育成の充実を図る。
- ・障害者総合支援法、消防法など関連法を順守した運営を行う。
- ・地域の相談支援機関（行政・専門機関・相談支援事業所等）との連携を重視し、第三者の視点を積極的に取り入れた運営を行う。

令和4年度基本方針

- ・「自分らしい暮らし」を実現するため、本人の想いに重点を置いた個別支援計画を作成し、全職員が共通の方針をもって支援にあたる。
- ・利用者一人一人がもつ価値観や人として当たり前にもつ権利を尊重し、グループホームにおける暮らしを通して自分らしさが発揮できる環境づくりに努める。
- ・ライフステージに合わせた暮らしのあり方を本人と共に考え、提案が行えるよう知識・技術の向上と研鑽に努める。
- ・健康で豊かな生活が営めるよう、食事提供にあたってはバランスの良い食事提供を心掛ける。また、健康維持の観点から健康状態の変化には留意し、必要な医療・福祉サービスが適切に受けられるようサポートする。
- ・言語表現が苦手である利用者の個々の障害特性を正しく理解できるよう支援者に対する的確な助言指導を行う。また、身体介護を必要とする利用者にあたっては適切な住環境のもとで適切な介護技術が提供されるよう留意する。
- ・入居者の高齢化を踏まえ、身体の状態に合わせた適切な住環境の整備と提供に努める。特に築年数の長い住居の移転再編や高齢化に合わせた入浴設備等への備えについて検討を進める。
- ・新たな入居希望者を把握し、今後あるべきグループホームの役割や機能について検討を行う。
- ・感染症や自然災害が発生した場合であっても、必要な支援が安定的・継続的に提供されるよう業務継続計画を策定し、有事に備えた体制づくりを進める。

年間予定

4月	個別支援計画作成	10月	個別支援計画見直し
5月	健康診断（利用者・世話人）	11月	健康診断（利用者・世話人）
6月	防災訓練・消防設備点検	12月	防災訓練・消防設備点検

入居者の状況

令和3年度は高齢化や利用者のニーズから3名の利用者が転居した。(第2ももやま→いずみへ1名、第2ももやま→サンももやまへ1名、サンももやま→こさかへ1名)ほか、他法人が運営するグループホームに転居された方(予定を含む)が2名おり、令和4年2月末現在5床の空きが生じている。早期に新規入居者を受け入れていきたい。

令和4年2月現在

ホーム名	定員	空き	備考
あすなろ	5 (男5)	0	
ラリマ福泉 (宿直)	5 (男5)	0	
くさべ	4 (男2・女2)	0	
こさか	4 (男2・女2)	0	
ラピスクさべ (宿直)	7 (男4・女3)	0	
サンももやま (宿直)	5 (男3・女2)	1	
第2ももやま (宿直)	5 (男5)	3	体験利用予定者あり。
いずみ(宿直)	9 (男4)	1	入居予定者あり。
グループホーム北斗	4 (男4)	0	
合計	48名	5	

人材確保

各ホームとも長年にわたり利用者支援に携わる世話人の存在により各利用者が安心安全な生活を送ることができているが、世話人のケガや病気、家庭の事情等に伴うサポート体制の脆弱さが年々増している。世話人の高齢化は顕著であり新たな人材の確保に取り組む必要があることから、雇用契約の更新にあたっては管理者が面談を実施し、持続可能な体制づくりを進める。

報告連絡相談体制の徹底

世話人からサービス管理責任者への報告・連絡・相談を徹底する。そのために情報の迅速な伝達が可能な体制の整備としてLINEWORKSを積極的に活用する。また、各グループホーム単位ごとの世話人会議を1回/2~3ヶ月毎に実施するほか、管理者とサービス管理責任者の意思疎通を深め、指示命令が的確に行えるよう隔月1回の担当者会議を前年度に引き続き実施する。

高齢化への対応

利用者の高齢化に伴い、見守りや介護の度合いが高まるとともに、通院の機会も非常に増えている。そのため、令和3年度より進めている訪問診療の積極的活用をさらに進め、訪問歯科に加えて精神科についても訪問診療を導入する。また、訪問看護の利用により常時医療との連携を図り、適切な健康管理に努めていく。

住環境についても高齢化・重度化に合わせた見直しを行うため現ホームの再編(転居や新規開設に伴う統合など)を引き続き検討するとともに、各ホーム毎に設備の見直し(入浴環境の改善など)を進める。個別には他法人の社会資源(住宅型有料老人ホームなど)への移行等も検討する。

世話人会議・研修の実施

世話人採用時研修を実施するとともに、定期的な世話人会議を通して利用者支援に関する知識（障害特性に対する適切な関わりや介護技術、健康管理、応急手当や防災に関する訓練等）を得られる機会を提供する。研修については、限られた時間の中で効率的に学ぶ機会を得るためにオンライン研修等も積極的に取り入れる。

また、必要に応じて個別面談を実施し、各世話人が問題を抱え込むことのないような体制づくりに努める。

サービス管理責任者、生活支援員については各自「個別研修計画」を作成し、各々が主体的かつ具体的目的をもった研修受講や自己研鑽を行う環境を整えるとともに、管理者が管理指導することによって支援者としての援助技術向上を図る。

災害対策・感染予防・危機管理

- ・年2回の消防設備の整備と点検・維持管理を徹底する。
- ・職員・利用者・地域住民とともに防災に努めるとともに、災害・緊急時を想定した防災訓練を行う。また、日頃より災害時を想定し、リスク管理の徹底を図る。
- ・新型コロナウイルスをはじめとした感染予防対策を徹底。利用者、世話人とも毎日の検温、Spo2測定を実施。随時アルコールによる手指の消毒、次亜塩素酸水による室内の除菌を行い、感染のリスクを低減する取り組みを継続する。
- ・事業継続計画（BCP）を作成し、感染症や自然災害が発生した場合であっても、必要な支援が安定的・継続的に提供できる体制づくりを進める。

地域生活支援センター フィットウェル 事業計画

基本理念

1. 法人理念である「障害者ありき」にもとづき、常に障害のある本人を中心においた相談支援を実践する。
2. 私たちの相談支援は常に地域における自立生活支援に基盤を置き、本人の意思を最大限に尊重した支援を行う。
3. 障害のある方が自らの権利を知り、これを活用することを支援することにより権利の侵害を防ぐ。
4. 利用者にとっての利益を最大限尊重し、地域における相談機関の一員として中立公正な相談援助活動を行う。
5. 家族の有無に関係なく障害のある方が地域社会の中で一人の市民として暮らし続けることができるよう地域における障害のある方への理解と支援体制の充実を推し進めるとともに、地域社会から必要とされる相談機関を目指す。

令和4年度基本方針

- ・引き続き委託相談時代より培ってきたノウハウを活かし、質の高い相談支援を提供する。
- ・より丁寧な支援、緊密な連携が求められる利用者への支援の質を維持しつつ、機能強化（I）取得事業所として地域の関係機関からの要請に可能な限り対応する。
- ・地域の関係機関との連携及び社会資源の活用はもちろんのこと、地域活動支援センターや共同生活援助事業所を併設する事業所の特性を活かしたチーム支援の体制づくりを引き続き強化する。
- ・日常業務を通じた・ケースワーク、ソーシャルワークに関する基礎的なトレーニングを実施するとともに、より高い相談援助技術を習得するため相談支援専門員が主体的に「個別研修計画」を作成し、各自が目的をもった研修・自己研鑽を行える体制を整える。
- ・障害福祉サービス事業所の担い手が多様化する中で理念に基づいた支援・人権の尊重・支援技術等の見極めが難しくなっている。このため、権利擁護の観点から利用者家族が安心してサービスを利用することができるよう事業所情報の収集・提供に努める。
- ・職員一人一人がやりがいを持つとともに、過度の負担とならぬよう持続可能な職場環境づくりを進める。
- ・障害者総合支援法に則った適正な制度運用に留意し、管理体制を強化する。
- ・経験豊かな人的資源を活かし、地域の相談支援専門員の育成や相談支援事業所の立ち上げに関する相談などコンサルテーション機能を提供することにより地域社会に貢献し、地域の関係機関から信頼される事業所を目指す。
- ・感染症や自然災害が発生した場合であっても、必要な相談支援が安定的・継続的に提供できる体制づくりを進める。

令和4年度職員体制

・常勤兼務：1名 ・常勤専従：4名 ・非常勤：2名（うち1名は兼務）

※当事業所は常勤専従者4名かつ主任相談支援専門員を配置した「機能強化（I）」取得事業所である。

指定特定相談支援・指定障害児相談支援 事業計画

《事業内容》

障害者総合支援法または児童福祉法に基づく障害者（児）福祉サービスを利用する障害のある方が、地域における自立した生活を送るにあたり必要とされる支援内容等について契約に基づいて「アセスメント」「サービス等利用計画案の作成」「サービス支給決定を受けて行われるサービス担当者会議」「サービス等利用計画の作成」サービス利用状況を確認し、必要に応じて変更等行う「モニタリング」支援を行い、本人を中心に、ニーズに基づいた支援が行われ、本人や家族の暮らしが豊かなものになるよう支援する。

《契約者数》

	計画相談支援	障害児相談支援	
令和4年度計画	270	45	

児童発達支援および放課後等デイサービス利用者へのニーズに対応するとともに、特定事業所加算（I）取得事業所として障害者基幹相談支援センターや行政などからの要請に可能な範囲で対応する。

《計画作成数及びモニタリング実施件数》

※計画相談支援、障害児相談支援合算

	計画作成件数	モニタリング実施件数
令和4年度計画	300	1656

※一月におけるモニタリング 23 件/一人×相談員 6 名×12 ヶ月＝1656 件

指定一般相談支援（地域移行支援・地域定着支援）事業計画

《事業内容》

地域移行支援は、入所施設や精神科病院等からの退所・退院にあたって支援を要する者に対し、入所施設や精神科病院等における地域移行の取組と連携しつつ、地域移行に向けた支援を行うもの。地域定着支援は、入所施設や精神科病院から退所・退院した者、家族との同居から一人暮らしに移行した者、地域生活が不安定な者等に対し、地域生活を継続していくための支援を行うもの。

《契約者数》

	地域移行支援	地域定着支援
令和4年度計画	0名	45名

・地域移行支援については、利用者および各関係機関からの依頼があれば積極的に対応する予定であるが、ニーズとしては高くなく、特に目標設定は行わない。

・地域定着支援については、単身生活者に限らず同居者が高齢または障害のある方の場合、積極的に契約を進め、緊急時の支援体制を整える。

《地域定着支援における緊急時支援》

・令和4年度計画…20件

《地域定着支援において想定される支援》

障害特性に起因する単独での対処困難な事象に対する支援（夜間時間帯の体調不良時にかかる支援（通院等）、ライフラインに関するトラブル対応、家族の急変等緊急事態に関連した同行及び手続支援などが想定される。新型コロナウイルス陽性または濃厚接触となった場合の連絡調整、通院または検査についても緊急時支援として対応する。

地域活動支援センター わかば 事業計画

1. 事業運営方針（理念）

- ・法人理念である「障害者ありき」にもとづき、常に障害のある本人を中心においた支援を実践する。
- ・私たちの支援は常に地域における自立生活支援に基盤を置く。
- ・障害の種別に関わりなく地域にて孤立している方や福祉サービスの狭間にある方々にとって安心できる居場所づくりを進める。
- ・広く地域住民や関係機関に必要とされる施設運営を目指す。
- ・地域活動支援センターの運営を通して障害のある方が地域社会の中で一人の市民として暮らし続けることができるよう地域における障害のある方への理解と支援体制の充実を推し進める役割を果たす。

2. 令和4年度方針

- ・開所時間は月・土を除く、平日11時から18時、日曜9時から18時で実施。
- ・南区障害者自立支援協議会へ積極的に参画し、地域の社会資源掘り起しの位置役を担う。また関係機関と積極的に連携し、委託相談で培った経験をもとに、丁寧な支援を行える事業所を目指す。
- ・地域活動支援センター連絡協議会の幹事センターとして、堺市と協働し「よりよい地域活動支援センター作り」に努める。
- ・コロナ禍に伴う感染予防対策を実施しつつ、「いつ来て、いつ帰ってもいい」居場所の提供を行う。定員を超える場合は、予約制とし混乱がないよう十分配慮する。
平日は8名～10名、日曜日は15名～20名の利用見込みであるが、感染予防を優先し密にならないよう調整する。
- ・週末は余暇を求めて利用する人が中心となっているため、次月の取り組みについて必要な情報提供を行いながらエンパワメントの視点を大切に当事者主体で企画を行っていきけるよう支援して行く。
- ・火災に加え、地震を想定した避難訓練を実施し、災害時に慌てずに行動をすることができるよう取り組む。

3. プログラム実施予定

- ・さくら会（療育手帳を所持している就職している人の当事者活動）年12回（11月は1泊旅行）
 - ・のんびり会（重度の在宅で過ごす知的障害者向け余暇活動）年12回
 - ・わかば鉄道 年12回
 - ・身体障害者学生交流会 / 健康について話し合うグループ 年4回
 - ・ウォーキング・園芸活動 各週1回
 - ・一人暮らしで話そう会（一人暮らしや一人暮らしを考えている人向けのグループワーク）年4回
 - ・個別に取り組める創作活動プログラム / 季節の行事 適宜
 - ・家族への情報提供・茶話会 年1回
- *コロナ禍においては、調理の取り組みは行わない。日曜日は基本的に予約制で月1～2回の利用となるため、同じプログラムを複数回実施し、利用者が希望したプログラムに参加することができるよう調整する。

居宅介護・移動支援事業 陽だまり 事業計画

1. 運営方針

適正で円滑な運営管理を図り、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立った適切なサービスの提供を確保する。利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことが出来るように、移動支援計画等に基づき、利用者の心身の状況やおかれている環境に配慮しながら、外出の援助、身体の介護や家事援助等、希望する日常生活上の援助を適切に行う。

2. 事業内容

移動支援計画・居宅介護計画の作成
通院等必要な外出・余暇活動等社会参加のための外出援助
食事・排泄・入浴等の身体介護
調理・洗濯・掃除等の家事援助
入院時のコミュニケーション支援
その他必要な相談・助言・支援

3. 令和3年度実績

年間延べ利用者 485名（40名／月）
うち移動支援 401名（33名／月）
うち入所施設利用者 288名（24名／月）
活動ヘルパー 16名

4. その他

- ・新型コロナウイルス感染症の終息の見通しがつかない中、来年度も利用者の望む外出支援を行うことは困難ではあると思われるが、こまめな消毒や人込みを避ける、長時間の支援とならないようにする、食事の場所を選ぶ、など、利用者及びヘルパーの感染を防ぐ対策を徹底しながら、可能な範囲で利用者の希望に沿う余暇支援を行っていきたい。
- ・ヘルパーの確保
- ・ヘルパーの研修